

平成24年第4回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
議第85号	平成24年度野洲市一般会計補正予算（第4号）	11月5日
議第86号	野洲市職員の共済制度に関する条例及び野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月5日
議第87号	野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例	11月5日
議第88号	町又は字の区域及び名称の変更について	11月5日
議第89号	野洲市教育委員会委員の任命につき議会の議決を求めることについて	11月5日
議第90号	野洲市公平委員会委員の選任につき議会の議決を求めることについて	11月5日

平成24年第4回野洲市議会臨時会 市提出案件概要

1 補正予算 1件

□議第85号 平成24年度野洲市一般会計補正予算（第4号）

①予算額

- ・補正前予算額 20,518,513 千円
- ・補正額 1,301 千円
- ・補正後予算額 20,519,814 千円

②補正の概要

- ・野洲市健康福祉センター空調設備改修工事に伴う実施設計業務委託料を計上。（1,300 千円）
- ・「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」を附属機関として条例設置しようとするに伴う所要の予算について、組替と費用弁償を計上。（1 千円）

2 条例改正 2件

□議第86号 野洲市職員の共済制度に関する条例及び野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

財団法人滋賀県市町村職員互助会が一般財団法人として認可を受け、同法人

へ移行されたことに伴い、所要の改正を行う。

①改正条例

第1条 野洲市職員の共済制度に関する条例

第2条 野洲市職員の給与に関する条例

②改正内容

「財団法人滋賀県市町村職員互助会（昭和57年9月1日に滋賀県市町村職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」⇒「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」

③施行日

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の野洲市職員の共済制度に関する条例及び第2条の規定による改正後の野洲市職員の給与に関する条例の規定は、平成24年10月1日から適用する。

□議第87号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

昨年度の施設整備をもって、こどもの家の待機児童の解消をしたところであるが、今後の持続可能な運営を図るために、調査検討を行う附属機関の設置に係る改正を行う。

施行日 公布の日

3 その他 1件

□議第88号 町又は字の区域及び名称の変更について

住居表示の実施に伴い、別紙のとおり町又は字の区域及び名称を変更することにつき、地方自治法260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

変更前			変更後	
町	字	地番	町	字
竹生	宮端	2019の3、2019の6、2019の7、2019の8、2019の9、 2019の10、2019の11、2019の12、2019の13、 2019の14、2019の15、2019の16、2019の17、 2019の18、2019の19、2019の20、2019の21、 2019の22、2019の23、2019の24、2019の25、 2019の26、2019の27、2019の28、2019の29、 2019の30、2019の31、2019の32、2019の33、 2019の34、2019の35、2019の36、2019の37	竹ヶ丘	宮端
	南	2020の1、2020の3、2020の4、2020の5、2020の6、 2020の7、2020の8、2020の9、2020の10、2020の11、 2020の12、2020の13、2020の14、2020の15、 2020の16、2020の17、2020の18、2020の19、 2020の20、2020の21、2020の22、2020の23、 2020の24、2020の25、2020の26、2020の27、 2020の28、2020の29、2020の30、2020の31		南
	道西	2021、2021の2、2021の3、2021の4、2021の5、 2021の6、2021の7、2021の8、2021の9、2021の10、 2021の11、2021の12、2021の13、2021の14、 2021の15、2021の16、2021の17、2021の18、 2021の19、2021の20、2021の21、2021の22		道西
	上柳島	2025の1、2025の7、2025の8、2025の9、2025の10、 2025の11、2025の12、2025の13、2025の14、 2025の15、2025の16、2025の17、2025の18、 2025の19、2025の20、2025の21、2025の22、 2025の23、2025の24、2025の25、2025の26、 2025の27、2025の28、2025の29、2025の30、 2025の31、2025の32、2025の33、2025の34、 2025の35、2025の36、2025の37、2025の38、 2025の39、2025の40、2025の41、2025の42、 2025の43、2025の44、2025の45、2025の46、 2025の47、2025の48、2025の49、2025の50、 2025の51、2025の52、 2029の2、2029の3、2029の4、2029の5、2029の6、 2029の7、2029の8、2029の9、2029の10、2029の11、 2029の12、2029の13、2029の14、2029の15、 2029の16、2029の17、2029の18、2029の19、 2029の20、2029の21、2029の22、2029の23、 2032、2032の2、2032の3、2032の4、2032の5、 2032の6、2032の7、2032の8		上柳島

変更前			変更後	
町	字	地番	町	字
市三宅	北出川原	2055の1、2055の2、2055の3	竹ヶ丘	北出川原
	・先	2062、2062の3、2062の4、2062の5、2062の6、2062の7、2062の8、2062の9、2062の10、2062の11、2062の12、2062の13、2062の14、2062の15、2062の16、2062の17、2062の18、2062の19、2062の20、2062の21、2062の22、2062の23、2062の24、2062の25、2062の26、2062の27、2062の28、2062の29、2062の30、2062の31、2062の32、2062の33、2062の34、2062の35、2062の36、2062の37、2062の38、2062の39、2062の40、2062の41、2062の42、2062の43、2062の44、2062の45、2062の46、2062の47、2062の48、2062の49、2062の50、2062の51、2062の52、2062の53、2062の54、2062の55、2062の56、2062の57、2062の58、2062の59、2062の60、2062の61、2062の62、2062の63、2062の64、2062の65、2062の66、2062の67、2062の68、2062の69、2062の70、2062の71、2062の72、2062の73、2064の9、2064の10、2064の11、2064の12、2064の13、2064の14、2064の15、2064の16、2064の17、2064の18、2064の19、2064の20、2064の21、2064の22、2064の23、2064の24、2064の25、2064の26、2064の27、2064の28、2064の29、2064の30、2064の31、2064の32、2064の33、2064の34、2064の35、2064の36、2064の37、2064の38、2064の39、2064の40、2064の41、2064の42、2064の43、2064の44、2064の45、2064の46、2064の47、2064の48、2064の49、2064の50、2064の51、2064の52、2064の53、2064の54、2064の55、2064の56、2064の57、2064の58、2064の59、2064の60、2064の61、2064の62、2064の63、2064の64、2064の65、2064の66、2064の67、2064の68、2064の69、2064の70		・先

4 人事案件 2件

□議第 89 号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めらるることについて

下記の者を野洲市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めらる。

記

氏 名
かわばた としお 川端 敏男 (新)
たかだ りえこ 高田 利江子 (新)

※任期 平成 24 年 11 月 18 日から平成 28 年 11 月 17 日

口議第 90 号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

氏 名
<small>たちいり</small> 立入 <small>ゆきもと</small> 幸基 (再)

※任期 平成 24 年 11 月 18 日から平成 28 年 11 月 17 日